

社会福祉法人 ピスティスの会

へいわ野のはな保育園

運営規程

## へいわ野のはな保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人ピスティスの会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 へいわ野のはな保育園
- (2) 所在地 松戸市松戸1331番10

(施設の目的及び運営方針)

第2条 へいわ野のはな保育園(以下、当園という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、キリスト教精神に基づき、平和を愛する美しい心と隣人を大切にする優しい心を育み、神と人ともに愛される乳幼児の保育を目標とする。
- 3 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 4 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 5 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 6 当園は、「松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針(平成30年4月1日厚労告117)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育  
第5条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供およびおやつ提供  
ただし、土曜日の食事の提供は行わない。
- (3) その他保育に係る行事等  
各年度、新年度説明会において提示する行事を行う。
- (4) 障がい児保育の実施

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

(1) 園長 1名 常勤専従 施設運営管理

(2) 主任保育士 1名 常勤

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに地域の子育て支援を行う。

(3) 保育士 4名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名

給食及びおやつの栄養管理、献立作成及び調理を行う。

(5) 調理員 1名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

2 その他、入所児童の状況に応じ適宜、職員を配置する。

(保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日)

第5条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるとき、松戸市長が要請するときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

5 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 7時00分から19時00分。

(2) 土曜日 7時00分から19時00分。

6 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から9時まで又は17時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第6条 当園の特定教育・保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 保護者は、第1項に定めるもののほか、保育を提供するうえで必要となる費用として、別表1に掲げる費用を負担する。
- 3 保護者は、延長保育の提供を受ける場合別表2に掲げる額を当園に支払うものとする。
- 4 当園は、保育園の管理下で発生した事故等の救済制度として、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入及びその費用の負担について義務づけるものとする。

(利用定員)

第7条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児(2号認定子ども))  
60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児(3号認定子ども))  
0人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども  
0人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 利用児童が小学校に就学したとき
  - (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第9条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(土曜日共同保育)

第12条 土曜日における保育は共同保育とする。

- 1 実施園 へいわ野のはな保育園 松戸市松戸1331-10
- 2 依頼園 へいわオリーブ保育室、へいわこぼと保育室、へいわちいろば保育室、へいわかしの木保育室、へいわこえだ保育室、へいわみのり保育室

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費 (含 おやつ)	食事の提供に要する費用を徴収 (対象：2号認定)	月額6,700円
	松戸市給食費加算対象家庭には、 松戸市より1,000円/月額の補助あり	
行事費	行事に係る教材費、交通費および施設使用料等	実費
教材費	各種教材購入費用	実費
衛生消耗品費	衛生消耗品費用	実費
特別保育料	外部講師による指導を受ける 保育に係る費用	実費
保険料	保険料	実費
手数料	口座振替手数料等	実費
利用料	駐車場利用料等	実費

※他、任意の購入品あり。他、任意の費用（実費）負担あり。

※給食費は月額とする（毎月初日から末日の間、1日以上給食を提供した場合）。

ただし、アレルギーや宗教上の理由等により一切の食事及びおやつの提供を受けない場合は給食費の負担を免除する。

※実費費目および金額は重要事項説明書で提示する。

時間外に係る利用者負担

(1) 延長保育利用料（利用者のみ）

幼児（3～5歳児）月額利用	1ヶ月	2,000円	利用月の翌月
幼児（3～5歳児）スポット利用	1回	500円	

※月額登録者のみ月額利用料金での利用が可能。

月額登録者は月の利用回数にかかわらず定額請求となる。

月額登録を行っていない場合は、スポット利用となり利用回数に応じた延長保育料となる。上限額は設定していない。

登録および変更は利用月の前月25日を締め切りとする。

(2) 超過保育料 (利用者のみ)

超過保育料	幼児 15分超過につき	1回	500円	利用月の翌月
-------	----------------	----	------	--------

※認定区分による保育時間を超えて保育を提供することはできないが、施設は、利用児童の安全確保のため超過保育を行うことがある。その際、15分単位で超過保育料を徴収する。

附則

この規程は2022年 4月 1日から施行する。

一部改正 2023年 4月 1日

一部改正 2024年 4月 1日

一部改正 2025年 4月 1日

一部改正 2026年 4月 1日